

令和 8 年 9 月 開 催
東京都電設工業企業年金基金



～ ② 給付編 ～





・ 掛金＋利息（年2.5％）＝仮想個人勘定残高 ➡ 給付金原資 -----	1
・ 基金の給付金は3種類 -----	2
・ フローチャートから給付金を判断してみましょう -----	3
・ 一時金（脱退一時金／老齢一時金） -----	4
・ 老齢給付金（年金） -----	5
・ 一時金／年金について よくある質問(1) -----	6
・ 一時金／年金について よくある質問(2) -----	7
・ 手続において、しばし見られる困ったケース -----	7
・ 一時金請求時に添付する「退職所得の源泉徴収票」の注意点 -----	8
・ 給付金手続きの流れ -----	9
・ ポータビリティ制度（電設基金から他制度への移換） -----	10
・ 基金への受換 ➡ 前職の「DB」の「一時金」であれば受入可能 -----	11
・ 遺族給付金（未支給年金／遺族一時金） -----	12
・ 遺族給付金について よくある質問／～その他ご参考～ -----	13
・ 電設基金／日本年金機構／iDeCoの比較 -----	14～15
・ 基金の給付一覧（まとめ） -----	16
・ 私的年金制度についての最近の法改正 他 -----	17
・ 最後は、基金から事務担当者様へのリマインドです -----	18

■ 掛金 + 利息(年2.5%) = 仮想個人勘定残高 ➡ 給付金原資

■ 仮の口座を設け個別に金額管理 = キャッシュバランスプラン制度

■ 「掛金」と「利息」について

掛金… 基本DBは各加入者の標準報酬月額を基に、原則毎年1月に改定し1年間同額を徴収します。

利息… 毎月徴収する掛金を基金が一括運用し、年2.5%の利息を付与します(複利計算)。

■ 「仮想個人勘定残高」について ➡ 毎年夏にその年4月時点の残高を送付しています(会社住所宛)。

仮想個人勘定残高… ① 掛金累計額と利息累計額の合計で、基金の給付金の原資になります。

② 加入者ごとに仮の口座を設け、個別に残高の管理が可能です。

➡ DB制度でありながら、個々の残高を把握できるDC制度の特徴をもつ
「キャッシュバランスプラン」と呼ばれる制度を採用しています。

企業年金について大事なお知らせです。
必ずご確認ください。

No. 東京都電設工業企業年金基金
〒169-8556
東京都新宿区大久保2-8-3

様 ()

仮想個人勘定残高のお知らせ

平素より、当基金の事業運営にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
あなたの令和 年4月1日時点の「仮想個人勘定残高」が確定しましたのでお知らせします。

令和 年4月1日時点の仮想個人勘定残高 円
※ 仮想個人勘定残高の詳細については裏面をご覧ください。

< 参 考 >

- あなたが当基金の加入者となった日: 令和 年 月 日
※ 過去に一時金清算等をしている場合は、再加入日になります。
- あなたの当基金の加入期間: 〇月
※ 上記加入日から令和 7年3月までの月数です。

お問合せ先
東京都電設工業企業年金基金
TEL: 03-5273-0121

【受付時間】 月曜日から金曜日: 午前9時から午後5時(祝日を除く)

お問合せの際は、あなたの加入者番号()をお伝えください。

※ 本書は、令和 7年4月1日時点の仮想個人勘定残高をお知らせするものであり、一時金額や年金額を確定した通知ではありません。また、現時点(在職中)で受給権が発生するものではありません。



キキン(基金)

「仮想個人勘定残高の
お知らせ」は、お手数ですが
従業員へ配付をお願いします。
ただし、既に辞めている方への
通知は不要です(破棄して下さい)。

「仮想個人勘定残高の
お知らせ」は、毎年の積立
金額を確認するために、
必要な案内なのですね。



ジムタン

■ 基金の給付金は3種類

① 脱退一時金

② 老齢給付金

③ 遺族給付金

① 脱退一時金

- ◆ 基本DBは加入者期間3年以上必要
- ◆ 他の年金制度に一時金額と加入者期間を移す、ポータビリティ制度の利用が可能

勤続5年で退職
するウサギさん



② 老齢給付金

- ◆ 加入者期間10年以上必要
- ◆ 受取は有期年金または一時金のどちらかを選択
- ◆ 有期年金は5年・10年・15年・20年の中から選択

勤続40年で退職
するタヌキさん



③ 遺族給付金

- ◆ 年金または一時金の受給権がある方が死去した場合、規約の遺族へ支給
- ◆ 支給は一回限り、遺族年金の制度はなし

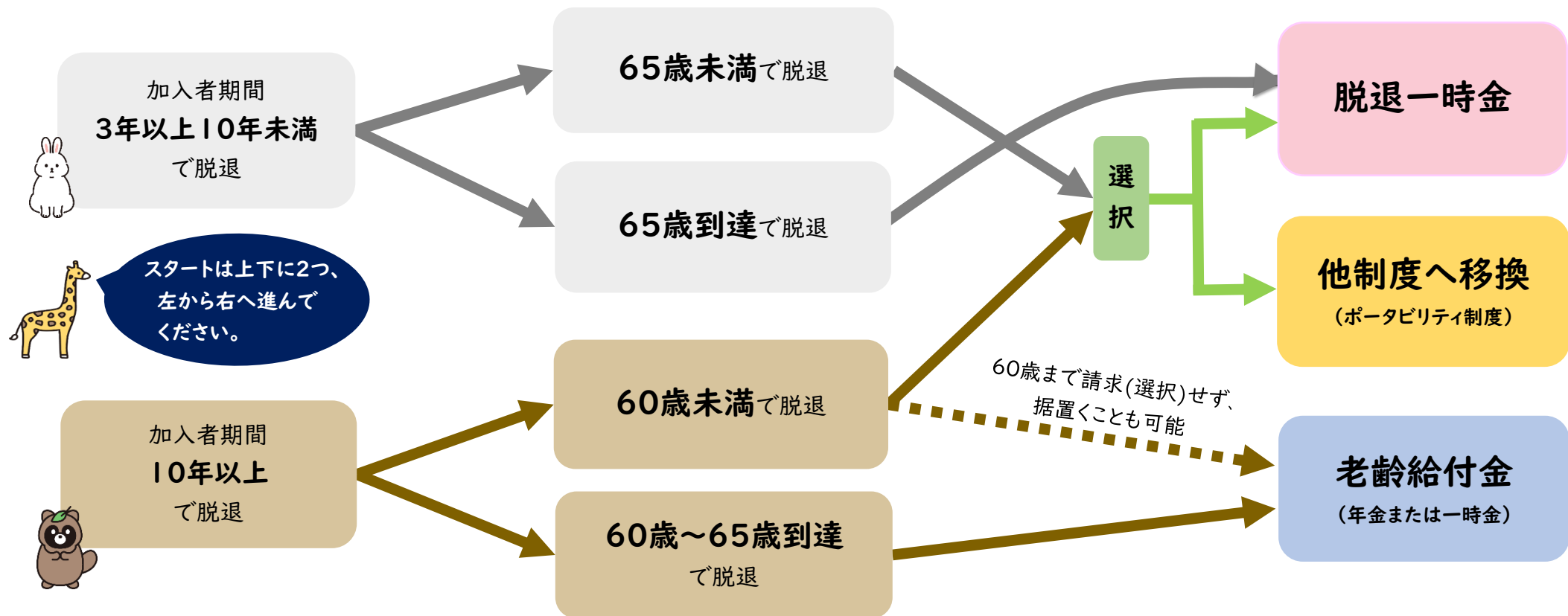
いずれも3年（第2DBは1ヵ月）
以上の加入者期間が必須です。

加入者期間や脱退の年齢で
①脱退一時金 ②老齢給付金
いずれかに該当します。③遺族
給付金をご遺族にお支払します。

下のフローチャートで
対象となる給付金を確認
できます。



■ フローチャートから給付金を判断してみましょう ★2つのスタート(左→右へ) ～加入者期間と脱退時の年齢がポイント～



私は、脱退一時金か
他制度へ移換が対象。
会社の担当者にまず
聞いてみます。

勤続5年で退職するウサギさん



60歳過ぎてます。
老齢給付金対象です。
直接基金に電話して
質問してみます。

勤続40年で退職するタヌキさん



いつ会社を辞めるか
まだ決めていませんが、
今から給付金のことを
知っておきたいです。

中途入社のネコさん

従業員へ説明したり、退職
者から質問が出た際は、
このフローチャートでどの
給付対象になるかを確認
してみてください。



一時金（脱退一時金／老齢一時金）

老齢一時金／
脱退一時金の
支給要件は？

■ 脱退一時金（⇒P.10 ポータビリティが可能）

【A】 期間3年以上10年未満で脱退

→脱退時に支給

【B】 期間10年以上、60歳未満で脱退

→60歳未満で請求した場合に支給

（据置き、60歳まで請求しないことも可⇒【C】参照）

■ 老齢一時金（⇔P.5 年金との選択が可能）

【C】 期間10年以上、60歳未満で脱退

→脱退一時金【B】に該当したが、
据置き、請求しないまま60歳に到達

→60歳到達時に支給

【D】 期間10年以上、60歳以上で脱退

→脱退時に支給

手続方法は？

【上記A.B.Dの場合】 会社が基金へ脱退の届出提出⇒処理完了⇒本人住所へ請求書類送付⇒返送⇒手続⇒本人へ通知書を送付

【Cの場合】 60歳到達時に本人住所へ請求書類送付⇒返送⇒手続⇒本人へ通知書を送付

添付書類は？

■ 受給権発生日以降で6カ月以内発行の（※）住民票 または 戸籍抄本の原本、退職所得の源泉徴収票 等

（※）住民基本台帳ネットワークシステム（以下、住基ネット）の情報を基金が照会し、回答が得られる場合は添付書類の省略可

支給額は？

■ 脱退一時金【A】…「脱退時」の仮想個人勘定残高

■ 老齢一時金【C】…「60歳到達時」の仮想個人勘定残高

■ 脱退一時金【B】…「請求時」の仮想個人勘定残高

■ 老齢一時金【D】…「脱退時」の仮想個人勘定残高

手続はどれくらい
かかる？
支給日はいつ？

■ 書類返送後、通常1～2カ月程度（添付書類を省略する住基ネット希望の場合、約3～4カ月程度）で支給

■ 原則、振込月の1日（1日が土日祝日の場合⇒その後の平日）

税金の取扱いは？

■ 基金の脱退事由が退職⇒「退職所得」

勤続年数に応じた控除額（非課税枠）あり

・勤続年数が20年以下--40万円×勤続年数〈加入者期間〉

・勤続年数が20年超----800万円+70万円×（勤続年数-20年）

■ 基金の脱退事由が退職以外⇒原則「一時所得」

例：65歳到達により脱退したが、在職している

・控除額は最高50万円、一時所得として原則確定申告が必要

請求はいつまでに？
時効の適用は？
据置とは？

■ 原則、知った時から5年、権利発生時から10年のいずれか早い方に請求しないと時効消滅

■ 脱退一時金【B】期間10年以上60歳未満で脱退したが、据置き60歳まで請求しない場合のみ、時効適用なし

■ 脱退一時金【B】の該当者のみ、一時金を請求せず60歳まで据置く＝繰下げが可能

据置くことで年2.5%の利息が60歳到達時まで一時金に付与される（60歳未満でも随時、請求は可）

老 齢 給 付 金 (年金)

⇔【P.4 老齢一時金】との選択が可能

支給要件は？
いつからもらえる？
手続方法は？

■ 期間10年以上、60歳未満で脱退 → 60歳到達時より支給

【手続方法】60歳到達時に本人住所へ請求書類送付⇒返送⇒手続⇒本人へ通知書を送付

■ 期間10年以上、60歳～65歳（基金は65歳まで加入可）で脱退 → 脱退時より支給

【手続方法】会社様が基金へ脱退の届出提出⇒処理完了⇒本人住所へ請求書類送付⇒返送⇒手続⇒本人へ通知書を送付

添付書類は？

■ 受給権発生日以降で6カ月以内発行の（※）住民票 または 戸籍抄本の原本

（※）住民基本台帳ネットワークシステム（以下、住基ネット）の情報を基金が照会し、回答が得られる場合は添付書類の省略可

いつまで
支給される？

■ 有期年金（期限付年金）、期間は以下より1つ選択

5年、10年、15年、20年

支給額は？

■ 支給額（年額）＝ 要件発生時の仮想個人勘定残高 ÷ 年金原価率（※）

（※）5年…4.69399、10年…8.84279、15年…12.50973、20年…15.75077

手続はどれくらい
かかる？

■ 書類返送後、通常1～2カ月程度（添付書類を省略する住基ネット希望の場合、約3～4カ月程度）で手続完了

支給日はいつ？

■ 支給月の1日（1日が土日祝日の場合⇒その後の平日）、支給月は年金額（年額）によって異なる

■ 6万円未満-----8月の1日

■ 6万円以上～15万円未満-----6月、12月の1日

■ 15万円以上～27万円未満-----2月、6月、10月の1日

■ 27万円以上-----2月、4月、6月、8月、10月、12月の1日

税金の取扱いは？

■ 毎回の支払毎に、支給額×7.6575%相当の所得税を源泉徴収⇒翌年の確定申告で税還付できる場合あり

■ 各種控除（基礎控除、配偶者控除等）に基づく税の軽減措置は不可⇒確定申告で控除の適用が受けられる場合あり

■ 確定申告では「公的年金等の雑所得」として、国の年金等と合算し申告が必要

途中で一時金に
代えられる？

■ 原則として、10年、15年、20年有期選択者で、支給開始より5年経過後であれば一時金への変更が可能

請求はいつまでに？
時効の適用は？

■ 期限はないが、遡及支給は5年分まで⇒請求しないまま5年以上経過すると時効消滅する分が発生

■ 一時金／年金について よくある質問(1)

一時金

質問 1

Q1. 65歳到達により基金は脱退しました。その後に退職した場合、税金はどうなりますか？

➡ 65歳到達日(誕生日の前日)が給付金の要件発生日となり、この時点では在職中のため通常「**一時所得**」となります。ただし、その後で退職した証明【退職所得源泉／退職日記載の給与所得源泉／離職票／事業主証明等】を添付し請求すれば「**退職所得**」として処理します(退職の証明の添付がなければ一時所得となります)。

質問 2

Q2. 60歳定年時に退職金を受取り、その後63歳で会社を辞職しました(辞職時の退職金はなし)。この場合、60歳時の退職所得の源泉徴収票の添付は必要ですか？

➡ 基金の一時金は、他の退職手当等を含めて控除額や税金の計算をします。**前年以前4年以内**(※)に受けた他の退職手当等がある場合は、重複する期間を排除した上で控除期間等を算出します。辞職(基金を脱退)した63歳時点から遡ると、60歳時点の退職金は前年以前4年以内に該当するため、退職所得の源泉徴収票の添付が必要です。

(※) 令和8年1月1日以降に受けたDC老齢一時金の場合は、法改正により前年以前9年以内の分が必要です。

年金

質問 1

Q1. 給与の他に年金収入があると税金が増えるので、退職後に請求したいのですが？

➡ 年金はそもそも請求時の年の所得とはならず、**本来の受取るべき年の所得**となります。そのため後から請求した場合、「公的年金等の源泉徴収票」は複数枚発行される場合があります。**請求時の年の所得に合算とはならない**ため、確定申告では、過去分の修正申告が必要となります。結局のところ節税効果はなく、また放置して5年経過すると時効消滅となるため、早めの請求をお願いします。

質問 2

Q2. 国の年金は繰上げ・繰下げ、支給停止の制度がありますが、基金にもありますか？

➡ 当基金の年金に、繰上げ・繰下げ制度はありません。雇用保険の給付(高年齢雇用継続給付や失業給付)を受けても、基金の年金は全額支給します。また、給与や厚生年金額により支給が停止する在職老齢年金の制度もありません(支給停止にはなりません)。

■ 一時金／年金について よくある質問(2)



質問 1

Q1. 従業員から基金の金額について聞かれました。担当から基金に問合せは可能ですか？

➡ 電話(口頭)または書面、どちらでもお答えできます。

・電話の場合・・・加入者番号と氏名、計算基準日(例:喪失日)をお伝えください。

・書面の場合・・・基金ホームページ→「各種様式」→「開示等申出書(様式5または6)」をご郵送ください。

年金／一時金
共通

質問 2

Q2. 退職予定の者がいます。喪失届の提出とは別に、従業員本人からも連絡が必要ですか？

➡ 従業員ご本人様からの退職の連絡は不要です。

喪失届受理後、喪失届記載の住所に、基金から請求書類を郵送します(通常2~3週間程度で発送します)。

質問 3

Q3. 老齢給付金の半分を年金、もう半分を一時金にできますか？

➡ できません。ただし、基本DB・第2DBの2種類の老齢給付金の場合のみ、別々の選択が可能です。

なお、年金を受取ってから原則5年経過後に、将来の年金総額に代えて一時金で清算することができます。

■ 手続において、しばし見られる困ったケース



× 請求書のみ返送、添付書類が不足 ×

(但し住基情報での本人確認希望を除く)

➡ 住民票／戸籍の返送を依頼します。



× 住民票に個人番号の記載あり ×

➡ 個人番号(マイナンバー)は保管ができないので原本は返却します。



× 複数の支払元から退職金の支給を受けているが、退職所得の源泉徴収票は1枚のみ添付 ×

➡ **全ての退職所得源泉徴収票の添付が必要です。**

先ず本人に確認しますが、解決しない場合は会社に連絡することがあります(P.8参照)。



× 添付書類の発行日が要件発生日より前 ×

➡ 給付の受給権発生日以降に発行された住民票／戸籍の再送を依頼します。



× 脱退後、住所・氏名に変更あり。本人からの連絡なし ×

➡ 郵便不達、振込エラーは先ず本人に連絡しますが、連絡先不明の場合は会社に伺う場合があります。

一時金請求時に添付する『退職所得の源泉徴収票』の注意点

■ 基金の一時金は会社の退職金等を含めて税金の計算をします

■ 記載内容について会社に問合せをすることがあります



退職所得源泉徴収票の写しは、一時金請求時に必要です。年金選択やポータビリティ移換では必要ありません。

一時金の請求時に、二段目に金額が記載されている源泉だけを付けてくるケースが多く見られます。

二段目に記載がある場合、一段目に記載がある先払い（先順位）の別の源泉が必ず発行されているので、先ず本人に連絡をします。

ただし、本人が分からない、持っていない場合には、一段目に金額が記載されている源泉の再交付を、会社担当者様にお問い合わせすることになります。

「退職所得控除額」の金額に誤りがあるケースが時々見られます。例えば勤続期間が2年以下は控除額は一律80万円です（1年≠40万円）。

就職年月日から退職年月日までの期間に1年未満の端数がある場合は、「切上げ」となります。例えば10年0カ月1日の場合、勤続年数は11年です。

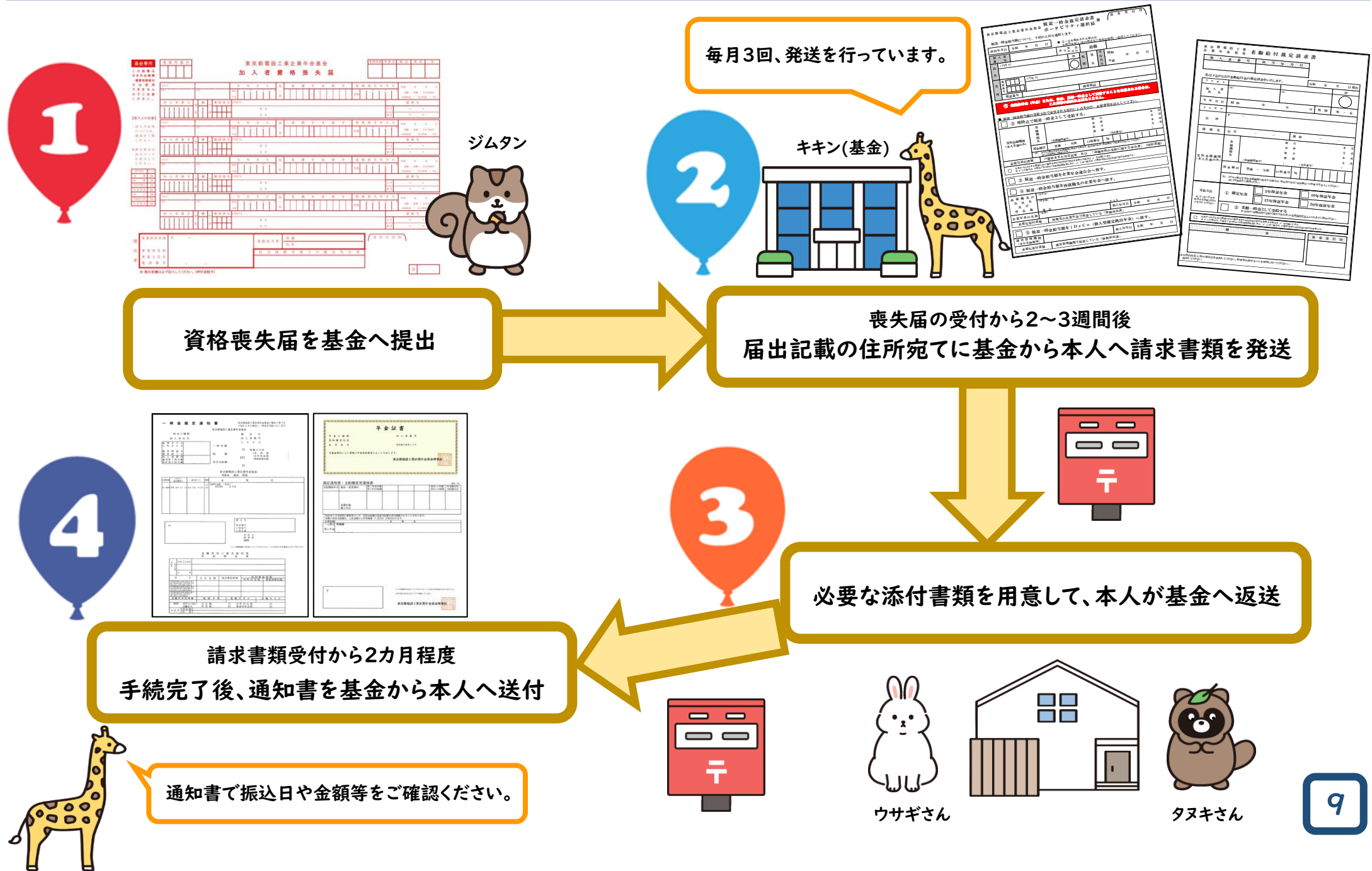
令和 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	住所又は居所										
	令和 年 1月1日の住所										
	氏 名	(役職名)									
区	分	番号	支払金額	源泉徴収税額	特 別 徴 収 税 額						
所得税法第 201 条第1項第1号並びに 地方税法第 50 条の6第1項第1号及び 第 328 条の6第1項第1号適用分					市町村民税 道府県民税						
所得税法第 201 条第1項第2号並びに 地方税法第 50 条の6第1項第2号及び 第 328 条の6第1項第2号適用分											
所得税法第 201 条第3項並びに地方 税法第 50 条の6第2項及び第 328 条 の6第2項適用分											
退職所得控除額		勤続年数	就職年月日		退職年月日						
万円		年	年 月 日		年 月 日						
(摘要)											
支払者	住所(居所) 又は所在地										
	氏名又は 名称										
		(電話)									

1月1日の住所は住民票の住所です。仮に単身赴任等で違う居所がある場合でも、住民票住所を記入します。

退職年月日と基金の記録が違う場合、基金から会社担当者様へ連絡します。基金の記録が誤りの場合は、喪失届の訂正の提出が必要となります。

■ 給付金手続の流れ



ポータビリティ 制度（電設基金から他制度への移換）

支給要件は？

■ 【P.4 脱退一時金】と同じ（ただし、65歳未満が移換の対象） ※手続き方法、支給（移換）額も脱退一時金と同じ

どこに移換できる？
移換先の特徴は？

■ 企業年金連合会（通算企業年金）【添付書類不要】



企業年金連合会



中途退職等で各種企業年金や厚生年金基金に加入していた方の記録及び一時金相当額を通算し取りまとめ、原則、将来の年金給付を行っている。厚生労働大臣の認可法人。

■ 転職先の確定給付企業年金（DB）【転職先から「移換申出書」の入手が必要】

転職先に確定給付企業年金制度があり、他制度からの受入れを認めた場合に移換が可能。掛金は会社が原則負担。給付内容や支給要件等は転職先の企業年金の規約による。

■ 転職先の企業型確定拠出年金（企業型DC）【転職先から「移換申出書」の入手が必要】

転職先に企業型確定拠出年金制度がある場合に、移換が可能。掛金は会社が原則負担。給付内容や支給要件等は転職先の企業年金の規約による。

■ 個人型確定拠出年金（iDeCo）【運営管理機関から「移換申出書」の入手が必要】



iDeCo公式



原則20歳から65歳までの国民年金被保険者が加入可能。掛金や国民年金基金連合会等への手数料は全額自己負担。将来、年金または一時金（併給可）として支給される。

手続きはどれくらい
かかる？

■ 移換先によって異なるが、通常2～4カ月程度で手続き完了

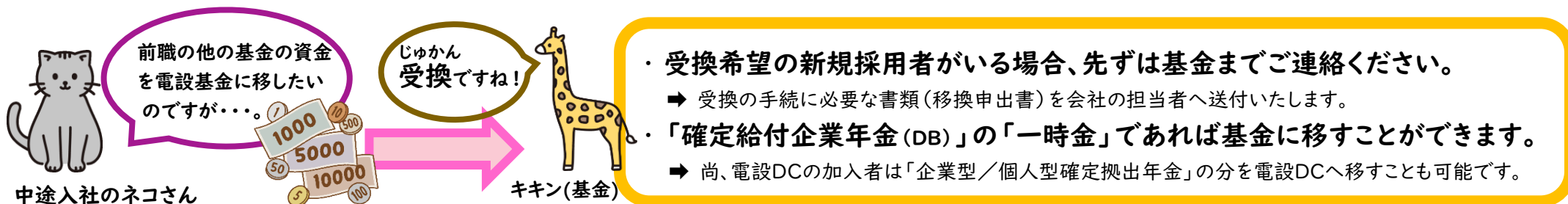
手数料は？

■ 企業年金連合会…初回手数料あり（移換額による） ■ 転職先の確定給付企業年金…なし
■ 転職先の企業型確定拠出年金…なし ■ 個人型確定拠出年金…初回+毎月手数料がかかる（運営管理機関による）

申出はいつまでに？

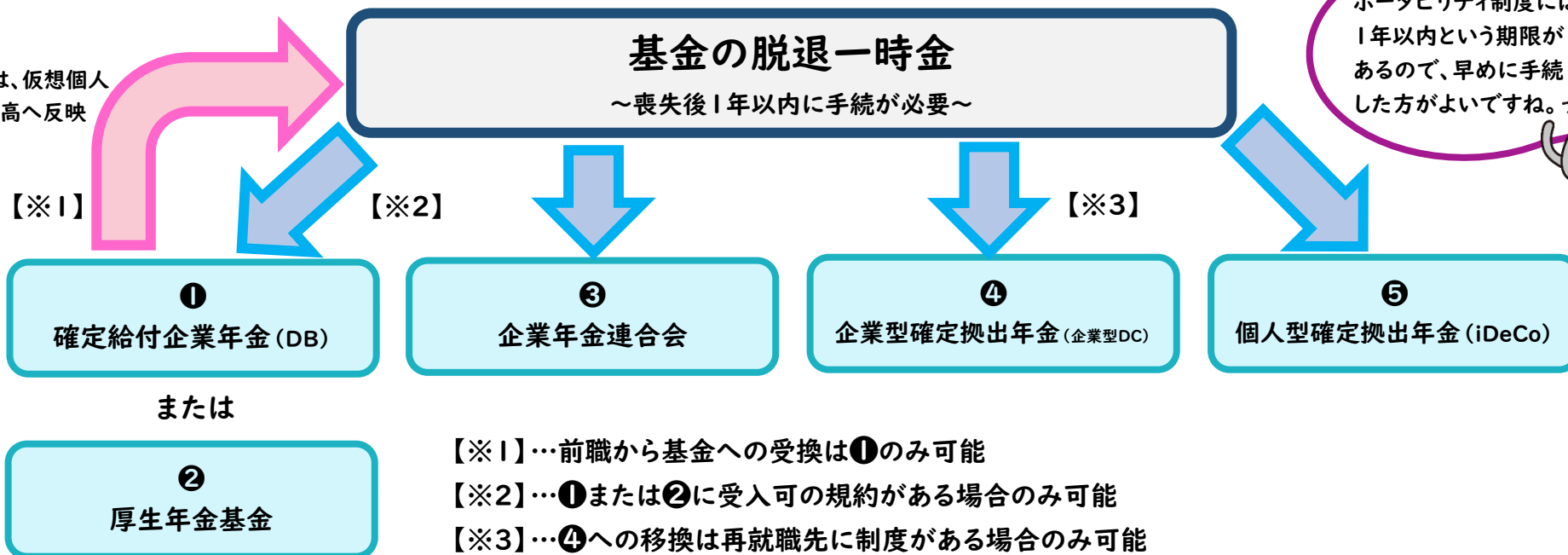
■ 基金脱退後、1年以内（1年経過後は移換不可となるため、一時金の受取選択のみ可）

■ 基金への受換 → 前職の「DB」の「一時金」であれば受入可能 ～ポータビリティ制度を利用することで、ゼロからスタートする必要がなくなります～



基金のポータビリティ制度のまとめ

★受換額は、仮想個人勘定残高へ反映



【※1】…前職から基金への受換は①のみ可能

【※2】…①または②に受入可の規約がある場合のみ可能

【※3】…④への移換は再就職先に制度がある場合のみ可能

- ◆ 「自営業」「無職」「再就職先に企業年金制度がない」方の移換は、③か⑤のどちらかのみ可能です。
- ◆ 中小企業退職金共済制度への移換はできません。

遺族給付金（未支給年金／遺族一時金）

支給要件は？

■ **未支給年金** ➡ 支給は【死亡した月分】まで、遺族年金制度なし

- ① 老齢給付金の権利がある方が、未請求のまま死亡した場合
- ② 年金受給者が受給中に死亡した時点で、支給していない月分の年金がある場合

■ **遺族一時金**

- ③ 脱退一時金の権利がある方が、未請求のまま死亡した場合（加入中に死亡した場合や、据置いていた場合を含む）
- ④ 老齢給付金の権利がある方が、未請求のまま死亡した場合
- ⑤ 年金受給者が、有期期間満了前に死亡した場合

対象遺族は？

■ 以下の順位による

1. 配偶者（内縁関係含む）、2. 子（死亡時に胎児であった場合を含む）、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母、6. 兄弟姉妹、7. 年金受給権者の収入によって生計を維持していたその他親族

添付書類は？

■ 死亡した受給権者の除籍謄本および請求者の戸籍抄本、他（先順位者がいた場合、先順位者の死亡日記載の戸籍も必要）

除籍（戸籍）は全て原本、6カ月以内発行のもの←法定相続情報一覧図で代用可

■ 基金の加入者（員）証、年金証書の原本

支給額は？

■ **未支給年金**

- ① 老齢給付金未請求のまま死亡した場合…………… 支給開始月～死亡月分までの年金額
- ② 年金受給中に死亡した場合…………… 死亡月分までの年金額

■ **遺族一時金**

- ① 脱退一時金未請求のまま死亡した場合……………
 - 3～10年未満で脱退…「脱退時」の仮想個人勘定残高
 - 10年以上で脱退…「死亡した月の前月末」の仮想個人勘定残高
 - 加入中死亡……………「死亡時」の仮想個人勘定残高
- ② 老齢給付金未請求のまま死亡した場合
- ③ 年金受給中に死亡した場合

— 年金額 × 残余保証期間の年金現価率（規約で定める数値）

税金は？

■ **未支給年金**…… 遺族の一時所得として**所得税**の課税対象

■ **遺族一時金**…… **相続税**の課税対象（所得税は非課税）

請求はいつまでに？

■ **未支給年金**…… 遡及支給は5年分まで➡請求しないまま**5年以上経過すると時効消滅**

■ **遺族一時金**…… 知った時から**5年**または権利発生時から**10年**のいずれか**早い方**に請求しないと**時効消滅**

手続はどれくらいかかる？

■ 書類返送後、通常約1～2カ月程度で支給

■ 遺族給付金について よくある質問

遺族給付金

質問 1

Q1. 従業員が加入中に死亡した場合、基金への電話連絡は必要ですか？

- ➡ 会社担当者様から連絡がなくても、死亡事由の喪失届が届いた時点で基金から連絡をしますが、できれば喪失届の提出前に基金へ電話していただければ助かります。その際には、死亡日、遺族の有無・連絡先、給付金の請求書は担当者様が遺族へ手渡しするのか、遺族住所へ直接送った方がよいか等をお伺いします。

質問 2

Q2. 年金受給中に死亡した場合、期間満了まで引続き遺族が年金を受取れますか？

- ➡ 基金には遺族年金の制度がないため、引続き遺族に年金という形で支払うことはできません。死亡が判明した時点で、支給している年金は差止めを行います。ご遺族には、死亡した月分までの年金と、年金の残余期間分に相当する一時金をお支払いいたします。万が一連絡がなく、多く年金を支払っていた場合は、遺族へ返金をお願いすることになります。

■ 遺族給付金について ~その他ご参考~

- ① 遺族給付金の請求者は、遺言で優先される相続人や分割協議の結果に影響されません。基金規約で定めた請求者に限ります。また先順位のご遺族がいる場合は、後順位遺族からの請求はできません。
- ② 裁判所で相続放棄の手続が済んでいても、基金の遺族給付金は請求可能です。
- ③ 相続人が不在のため相続財産清算人が選任された場合でも、清算人口座への振込はできません。

- ④ 遺族一時金は相続税の課税対象です。
「500万×法定相続人の数」の非課税枠の適用は加入中と待期中死亡の遺族一時金にありますが、年金受給中の死亡による遺族一時金については非課税枠の適用がありません。
- ⑤ 同順位の遺族が複数いる場合（例：兄弟姉妹）でも、代表請求者1人の口座にお支払します。
- ⑥ 死亡弔慰金や遺児育英金制度はありません。

会社が支給する「死亡退職金」も非課税枠の適用があります。

■ 電設基金 / 日本年金機構 / iDeCo の比較

	東京都電設工業企業年金基金	日本年金機構	iDeCo（国民年金基金連合会）
財政方式／ 制度の特徴	・ 事前積立方式 ・ 確定給付型の企業年金 ・ 給付原資は基金の委託金融機関で管理運用 ・ キャッシュバランスプランによる仮想個人勘定残高を採用し、個別残高の把握が可能 ・ 積立不足の場合は、全額事業主が補填	・ 世代間扶養の賦課方式 ・ マクロ経済スライドによる年金給付の調整あり ・ 給付原資は独立行政法人(GPIF)で管理、運用 ・ 積立不足の場合は、原則、被保険者(加入者)の保険料増額または年金受給者の減額で対応	・ 事前積立方式 ・ 確定拠出型の個人年金 ・ 拠出金は申込本人が選定した運営管理機関が管理、運用指図は本人 ・ 運用結果によって受取る給付金が増減するだけで、積立不足の概念はなし
加入年齢 の上限	・ 65歳まで	・ 国民年金は60歳まで、厚生年金は70歳まで ただし、基礎または厚生年金受給のための必要期間(10年)に満たない人は、条件付で年齢過ぎても任意加入が可能	・ 70歳未満まで（条件あり）
掛金(保険料) の負担 掛金(保険料) の金額	・ 事業主が100%負担 ・ 加入時や日本年金機構で決定した9月時点の標準報酬月額等に基づき、掛金を決定	・ 被保険者50%、事業主50%の折半で負担 ・ 月の給料は標準報酬月額の等級表、賞与は標準賞与額により保険料を決定	・ 本人が100%負担 ・ 1,000円単位で本人が掛金額を選択 (最低5,000円以上、加入中の他の年金制度により上限額の制限あり)
掛金(保険料)の 改定時期	・ 給与改定届による決定がされた時 ・ 定年再雇用の届出が出された時 ・ 二以上事業所勤務が解消された時	・ 算定基礎届による定時決定がされた時 ・ 月額変更による随時改定がされた時 ・ 育児休業(産前産後休業)終了による改定がされた時等	・ 本人が掛金変更を希望した時 (変更は1年に1回のみ可)
掛金(保険料)の 税金の取扱い	・ 全額損金算入が可能	・ 本人負担分は社会保険料控除の対象 ・ 事業主負担分は全額損金算入が可能	・ 全額所得控除の対象 (小規模企業共済等掛金控除)
給付金の種類	・ 老齢給付金（年金または一時金） ・ 遺族給付金（未支給年金または一時金） ・ 脱退一時金	・ 老齢年金（老齢基礎、老齢厚生） ・ 障害年金（障害基礎、障害厚生） ・ 遺族年金（遺族基礎、遺族厚生） ・ 脱退一時金	・ 老齢給付金（年金または一時金） ・ 障害給付金（年金または一時金） ・ 脱退一時金 ・ 死亡一時金
年金の種類	・ 有期年金 (5,10,15,20年の中から1つ選択)	・ 終身年金	・ 有期年金または終身年金 (有期年金は5～20年の範囲内、運営管理機関によって異なる)
給付金の 計算方法	・ 一時金額は要件発生時の仮想個人勘定残高 ・ 年金の金額は要件発生時の 「仮想個人勘定残高÷年金原価率」 年金原価率 5年…4.69399 10年…8.84279 15年…12.50973 15年…15.75077	・ 老齢厚生年金の基礎となる計算方法 (H15.3以前)平均標準報酬月額×7.125/1000×加入月数 (H15.3以後) 平均標準報酬月額×5.481/1000×加入月数 ・ 老齢基礎年金の計算方法 847,300×保険料納付月数/480月(S31.4.2以後生れの場合) ・ 障害年金…障害の程度(等級)によって原則決定 ・ 遺族厚生年金の計算方法(遺族基礎年金は一律の金額) …死亡した人の老齢厚生年金(報酬比例部分)の3/4の金額 ・ 脱退一時金の計算方法…保険料納付月数に応じた金額	・ 一時金額は個人別管理資産の資産残高 ・ 年金の金額は支給月の前月末日時点の資産残高と受給年数に応じて算出 (受給中の運用結果により金額が変動、資産がなくなった時点で終了)

～記載項目は要約・概略版です～

年金支給に必要な加入期間	・老齢給付金…10年以上	・老齢年金…10年以上	・老齢給付金…原則10年以上 (10年未満の場合、支給開始年齢が繰延べ)
年金の支給開始年齢および年金の繰上げと繰下げ制度	・60歳未満に脱退…60歳～ ・60～65歳の間に脱退…脱退時～ (ただし任意脱退の場合は一律65歳～) ・繰上げ制度なし、繰下げ制度なし	・65歳～ ・繰上げ制度あり、繰下げ制度あり (最長75歳まで可)	・通算加入者等期間によって異なる 10年以上…60歳～ 8年以上10年未満…61歳～ 6年以上8年未満…62歳～ 4年以上6年未満…63歳～ 2年以上4年未満…64歳～ 1年以上2年未満…65歳～ ・繰上げ制度なし、繰下げ制度あり (最長75歳まで可)
年金の支給月および日にち	・支給月は年金額により異なる ・支給日は支給月の1日、振込手数料なし (土日祝日の場合は直後の平日) ・6万円未満…8月 ・6万以上15万円未満…6・12月 ・15万以上27万円未満…2・6・10月 ・27万円以上…偶数月	・年6回の偶数月に支給 ・支給日は支給月の15日 (土日祝日の場合は直前の平日) ・振込手数料なし	・支給月は自己選択方式(運営管理機関により年1回～12回の設定あり) ・支給日は運営管理機関の設定日 ・振込の都度、手数料が掛かる
給付金の税金	- 年金 支給額ごとに7.6575%の所得税がかかる雑所得、総合課税、各種控除の適用は不可 - 老齢一時金／脱退一時金 退職所得または一時所得のいずれかの適用 - 退職に起因して支給する場合は退職所得 例：退職事由の喪失 - 退職以外の事由で支給する場合は一時所得 例：65歳到達、任意脱退 【退職所得】について - 控除額(非課税枠)は勤続年数による - 分離課税 - その年の他の退職所得がある場合は合算計算 - 支払者が税金を源泉徴収するため、原則本人の確定申告は不要 【一時所得】について - 控除額は一律50万円 - 総合課税 - その年の他の一時所得がある場合は合算計算 - 支払者は税金の源泉徴収はしない - 所得税は確定申告時に納付、地方税は翌年に納税通知書に基づき納付 - 遺族給付金 未支給年金は遺族の一時所得、一時金はみなし相続財産として相続税の課税対象(所得税は非課税)	- 年金 65歳未満で年額164万円以上、65歳以上で214万円以上(R9年分)が所得税の課税対象 ↓ 支給額より各種控除が差し引かれ残額に5.105%の所得税が課税 基礎控除を除く各種控除を受けるためには、扶養親族等申告書の提出が必要 雑所得、総合課税 - 脱退一時金 厚生年金の脱退一時金は20.42%の所得税が課税 国民年金の脱退一時金は源泉徴収なし - 障害年金と遺族年金は非課税	- 年金 他の公的年金等と合算して公的年金等控除の適用が可(公的年金等控除は、年齢および年金額によって所得金額が異なる) 雑所得、総合課税 - 老齢一時金は退職所得 - 脱退一時金は一時所得 - 障害給付金は非課税 - 死亡一時金は死亡後3年以内の受取であれば、みなし相続財産として相続税の課税対象(所得税は非課税) →3年経過後～5年以内であれば受取人の一時所得 →5年経過後は相続財産として扱われる

■ 基金の給付金の一覧（まとめ）

加入者期間	脱退時年齢と給付対象	基金の給付金	支給開始の時期	受給方法	税金の課税区分	時効の適用	その他
10年以上	① <u>60～65歳で脱退</u> →「老齢給付金」 ② <u>60歳未満で脱退</u> ・60歳まで請求は保留する場合 →「老齢給付金」 ↕ 選択 ・60歳までに適時請求する場合 →「脱退一時金」	老齢給付金【年金】 ↕ 選択 老齢給付金【一時金】	① <u>60～65歳で脱退</u> → 脱退時 (任意脱退の場合は65歳到達時) ② <u>60歳未満で脱退</u> ・60歳まで請求は保留する場合 → 60歳到達時	5、10、15、20年の 有期年金から1つ選択 一時金【一括受給】	雑所得 退職所得 または 一時所得	○	失業給付受給でも全額支給、障害・遺族年金との併給調整なし ・受給権の差押禁止 (国税滞納処分を除く) ・受給権の譲渡、担保提供禁止
3年以上 10年未満	年齢不問 「脱退一時金」	脱退一時金	② <u>60歳未満で脱退</u> ・60歳までに適時請求する場合 → 請求時 脱退時	一時金【一括受給】 または ポータビリティ選択 ・企業年金連合会 ・確定給付企業年金 (DB) ・企業型確定拠出年金 (企業型DC) ・個人型確定拠出年金 (iDeCo)	退職所得 または 一時所得	ポータビリティのみ ○ 脱退時より1年経過後は選択不可	・会社等、他者名義口座への振込不可 (代理受領は不可)
3年以上で 死去	年齢不問 「遺族給付金」	遺族給付金	死亡時	未支給年金・遺族一時金共に、遺族が一度に受給	未支給年金は遺族の一時所得、遺族一時金は相続税の課税対象	○	相続放棄をしても請求可

■ 私的年金制度についての最近の法改正

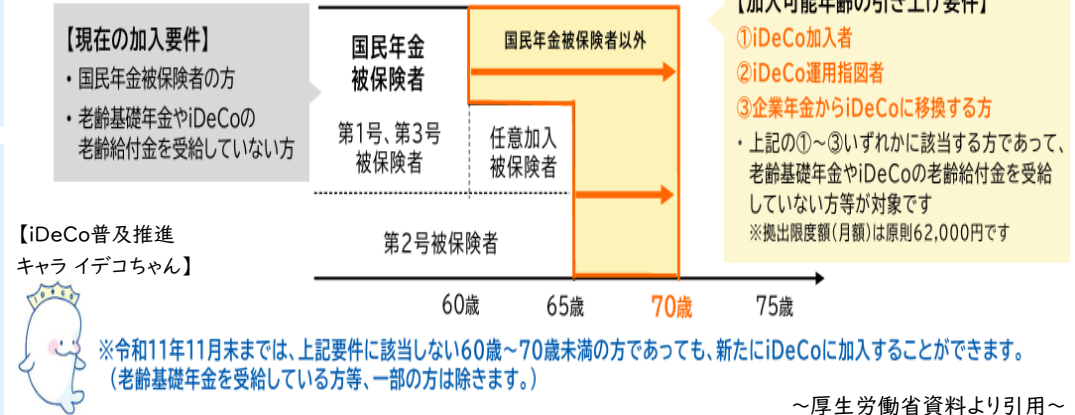
■ iDeCoへの拠出限度額62,000円まで、70歳まで掛金の拠出が可能に

① 毎月の拠出限度額がアップ

加入資格		拠出限度額(月額)	
第1号被保険者 任意加入被保険者(自営業者など) 		68,000円 国民年金基金と合わせて 68,000円が上限	75,000円 国民年金基金と合わせて 75,000円が上限
第2号被保険者 (会社員など) 	会社が企業年金を 実施していない会社員	23,000円	
	会社が企業年金を 実施している会社員	20,000円 企業年金と合わせて 55,000円が上限	62,000円 企業年金と合わせて 62,000円が上限

② 70歳になるまで掛金の拠出が可能に

働き方にかかわらず、70歳になるまでiDeCoに加入し、老後の資産を形成できるようになります



■ iDeCoへの拠出限度額の判定には、62,000円から基金の掛金相当額(下記4パターンの中から1つ)を差引きます

1. 基本DBのみ	2. 基本DB+電設DC	3. 基本DB+第2DB	4. 基本DB+第2DB+電設DC
4,000円	2,000円	7,000円(10,000円)	5,000円(8,000円)

()内は平成30年4月以前より第2DBに加入している事業所で、かつ、掛金が4,500円以上の場合

★ iDeCoへの拠出限度額 = 62,000円[R9.1~] - 基金の掛金相当額 - { (基金以外に加入していれば) 他のDB掛金相当額 + 他のDC掛金月額 }

■ 最後は、基金から事務担当者様へのリマインドです

～本日は、お越しいただき誠にありがとうございました～



ご注意 ① 月末退職の喪失日にご注意ください。

- 喪失日は退職日の翌日です。例えば9月30日退職の場合、10月1日が喪失日となります。
基金の掛金は「喪失日の属する月の前月分」まで徴収しますので、10月1日喪失の掛金は9月分までです。
一方、誤って9月30日を「喪失日」として届出した場合、掛金は8月分までになります。
1ヵ月分の掛金の差異は給付金額に影響します。月末退職の喪失日は特に誤りがないようにお願いします。



ご注意 ② 基礎年金番号の未登録は、該当者のiDeCoへの加入の可否や掛金の拠出限度額に影響が出ます。

- 資格取得届に基礎年金番号の記載がない場合、基金では後日「基礎年金番号確認のお願い」という書面により未登録者の基礎年金番号の届出をお願いしています。担当者様から届出がないと、未登録者本人がiDeCoへの加入申込ができない等、iDeCoの手続で本人に迷惑がかかることになってしまいます。
毎月、基金では基礎年金番号を含む加入者の情報を、iDeCoの運営機関である国民年金基金連合会（国基連）に提供していますが、基礎年金番号未登録者は情報が作られません。一方、本人は国基連に基金に加入と申請していますので情報が合致せず、結果、国基連から不一致の内容を解決するよう本人に通知が来てしまいます。
思わぬところで基礎年金番号未登録者本人に影響がありますので、届出は早めにご提出ください。



ご注意 ③ 加入者の住所変更（訂正）の届出は不要ですが、氏名変更（訂正）は届出が必要です。

- 該当者の氏名変更（訂正）を提出しないまま基金を脱退した場合、宛名が異なるため郵送物が届かない可能性が出てきます。また、脱退後に氏名変更（訂正）が分かった場合、本人から届出を提出していただくことになってしまうため、加入中の氏名変更（訂正）手続を忘れずに行ってください。



一度では理解できない部分もあるので、何度か読んでみます。
色々分からないことがあったら、問合せします。



いつも基金の事務手続にご協力いただき誠にありがとうございます！
疑問点等がありましたら、遠慮なくご連絡くださいね。



基金については、なかなか理解しづらい所もあると思いますが...